

苫小牧市監査委員告示第3号

平成27年度苫小牧市定期監査及び財政援助団体等
監査の結果に基づき講じた措置の公表について

平成27年度苫小牧市定期監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により、平成28年6月1日付けで苫小牧市長から別添のとおり通知があったので、同項及び苫小牧市監査委員条例第6条の規定により公表する。

平成28年6月1日

苫小牧市監査委員 玉川 豊一

苫小牧市監査委員 松井 雅宏

苦行監第78号
平成28年6月1日

苦小牧市監査委員 玉川 豊一 様

苦小牧市監査委員 松井 雅宏 様

苦小牧市長 岩倉 博文



平成27年度定期監査及び財政援助団体等監査の結果報告に基づく措置の通知に
ついて

標記の結果報告に係る措置について、地方自治法第199条第12項の規定によ
り別紙のとおり通知する。

別紙 指摘に基づき講じた措置

1 現金取扱事務

指摘事項	領収書の取扱方法が不適切
是正、改善等を要する事項	<p>苫小牧市会計規則第 150 条の規定により、収入に関する証書類の首標金額を訂正することはできないが、各保育園が収納した一時保育利用料等の領収書の控えを確認したところ、書き損じとせず、合計金額を訂正した領収書を交付しているものが見受けられた。</p> <p>領収書は現金の受領に係る重要な証拠書類であることから、その取扱いには十分留意すべきである。</p>
指摘に対する措置	<p>【健康こども部 こども育成課（保育園）】</p> <p>毎年度当初に全園を対象に現金取扱事務についての研修を実施し、基礎的な部分について確認を行うこととした。また、定期的に各園を訪問し、現金の取扱状況について検査を実施する。</p>

2 資金前渡事務

指摘事項	資金前渡の取扱方法が不適切
是正、改善等を要する事項	<p>苫小牧市立病院事業財務規則第 31 条第 5 項において、資金前渡職員は毎月証拠書類を添えて前渡資金を精算しなければならないが、年度末に残金がある場合は、残金も添えるものと定められている。また、一時限りの経費に係る資金前渡を受けた職員は、支払終了後 7 日以内に精算をしなければならないと定められている。</p> <p>これらの書類を確認したところ、年度末の残金を戻入せずに、翌年度に繰越しているものがあった。また、一時限りの経費に係る資金前渡に関しては、精算が支払終了後 7 日以内になされていないもの、精算日が添付している領収書の日付より前であるもの、研修に参加した職員が私費で立替払したものを資金前渡で精算しているものが見受けられた。</p> <p>資金前渡制度は支出方法の特例であり、現金の取扱いに関する事故を防止する観点からも、その事務処理及び管理方法を徹底すべきである。</p>
指摘に対する措置	<p>【市立病院事務部 経営管理課】</p> <p>資金前渡制度について、係長職及び経理担当者を対象に説明会を実施して知識を深めるとともに、苫小牧市立病院事業財務規則等の遵守を徹底するよう周知を図った。なお、年度末の残金を戻入せずに翌年度に繰越している件については、平成 27 年度末に精算して残金の戻入処理を行った。また、私費で立替払いの件について、現行法令上認められない旨を職員に再度周知徹底していく。</p>

3 支出事務

指摘事項	支払が遅延
是正、改善等を要する事項	<p>第18回統一地方選挙に係る経費において、支出命令書を確認したところ、書面により定められた期限を大幅に過ぎて支払っているものがあった。</p> <p>内部のチェック体制を見直し、事務処理の適正化に向けて具体的に取り組む必要がある。</p>
指摘に対する措置	<p>【選挙管理委員会事務局】</p> <p>予算書の記載項目を確認して支払い予定を把握し、支払い状況を複数回チェックするほか、支払請求が遅れている場合には相手方に確認を行うこととする。また、契約発注担当者が経理担当者に連絡票を回付し、経理担当者は処理簿を作成して支払い状況の消込みを行うこととする。</p>

4 契約事務

指摘事項	支出負担行為や契約締結の時期が遅延
是正、改善等を要する事項	<p>苫小牧市契約に関する規則第7条の規定により、契約は契約すべき事実が生じた日から7日以内に締結しなければならないが、支出負担行為書の起票日や契約締結日が、見積書を徴した日から7日を超えているものが見受けられた。また、見積書の日付がないため、当該事実が生じた日を確認できないものがあった。</p> <p>関係法令の定めるところにより適正な契約事務をすべきである。</p>
指摘に対する措置	<p>【総合政策部 政策推進課】</p> <p>担当者のみならず管理職を含めた全職員が、あらためて苫小牧市契約に関する規則を再確認して契約事務を理解するとともに、確実にチェック機能を果たすよう、継続して認識共有を図る。</p> <p>【総合政策部 秘書広報課】</p> <p>苫小牧市契約に関する規則の認識不足から契約日を委託期間開始日と同日で処理したものであるため、当該規則及び契約事務マニュアルを再確認し、契約事務の適正な執行の徹底を図る。</p> <p>【産業経済部 商業観光課（現、観光振興課）】</p> <p>契約事務の適正化に向け、担当者を含む全職員が苫小牧市契約に関する規則を再確認するとともに決裁責任者によるチェックの徹底を図った。</p> <p>【市立病院事務部 経営管理課】</p> <p>再発防止に向け、事務部内の係長職及び関係職員を対象とした説明会を実施し、苫小牧市会計規則における支出負担行為に関すること、また、苫小牧市契約に関する規則における契約期日の制限等についての知識を深め、規則等の遵守について周知徹底を図った。</p>

指摘事項	契約保証金免除の根拠が不明確
是正、改善等を要する事項	<p>苫小牧市契約に関する規則第5条第1項ただし書の規定により、同項各号のいずれかに該当する場合には契約保証金の納付を免除することができる」とされており、同項第3号を適用する場合は、契約人が過去3年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結していることを明示しなければならない。</p> <p>テクノセンターにおいては、設備点検業務の委託契約に配水管改良工事の実績を比較しており、その種類をほぼ同じくする契約とはいえないものがあつた。また、経営管理課においては、契約保証金の免除に関する調書が添付されておらず、免除の根拠が不明確なものが見受けられた。</p> <p>契約保証金は、履行を担保するものであり、免除するに当たっては、その根拠を明確にすべきである。</p>
指摘に対する措置	<p>【産業経済部 テクノセンター】</p> <p>契約保証金の免除に当たっては、苫小牧市契約に関する規則第5条第1項第3号の「種類」を拡大解釈することなく、第1号から7号までのいずれに該当するかを適正に判断していく。</p> <p>【市立病院事務部 経営管理課】</p> <p>係長職及び関係職員を対象とした説明会を実施し、契約事務の基本及び流れを正しく理解して契約事務を遂行するよう、規則等の遵守について周知徹底を図った。</p>

5 財産管理事務

指摘事項	公有財産の管理事務が不適切
是正、改善等を要する事項	<p>苫小牧市公有財産規則第42条の規定により、所管部長はその所管する公有財産の台帳を備えなければならないが、駅前バスターミナルの土地、建物等について、財産管理を総括する財政部では台帳を備えているものの、所管部では作成されていなかった。</p> <p>公有財産の情報を的確に把握し、適切な管理及び効率的な運用に努めるべきである。</p>
指摘に対する措置	<p>【総合政策部 まちづくり推進課】</p> <p>市営バス事業を民間移譲した際、交通部から財政部へ財産管理台帳を引継していたが、所管部としても適切な財産管理及び効率的な運用を図るため、財政部管財課より台帳の写しを入手して財産管理台帳を作成した。</p>
指摘事項	行政財産の使用許可事務が不適切
是正、改善等を要する事項	<p>苫小牧市公有財産規則第17条においては、行政財産の使用許可に関する手続が定められている。市立病院所管の建物の一部を売店やレストラン等として使用許可しているが、その許可書を確認したとこ</p>

	<p>ろ、使用場所や面積等の財産表示が不十分なもの、使用料免除の根拠が不明確なものなどが見受けられた。また、当初の許可事項に変更が生じたものについて、変更の申請書がないにもかかわらず許可書を交付しているものがあった。</p> <p>許可書等の関係書類を見直し、公有財産の適切な管理及び効率的な運用に努めるべきである。</p>
指摘に対する措置	<p>【市立病院事務部 経営管理課】</p> <p>平成 28 年度の使用許可申請及び使用許可書について、使用場所や面積等の財産表示の記載、また、使用料免除の根拠等を記載するなど事務処理の適正化を図った。併せて再発防止のため、公有財産規則の遵守を徹底するよう、職員に周知を図った。</p>

6 財政援助団体の事務

指摘事項	契約事務及び支出事務が不適切
是正、改善等を要する事項	<p>北海道新幹線×nittan 地域戦略会議の事務局規程において、会計事務等は市の手続の例によることと定められているが、契約や発注に係る決裁文書が残されていないものが見受けられた。また、見積書の宛先が当該団体名ではないもの、見積書の原本が保管されていないものがあった。</p> <p>市の手続をどのように準用するかを具体的に定め、適正な契約事務を確保すべきである。</p>
指摘に対する措置	<p>【総合政策部 政策推進課】</p> <p>活動の性質上、4 市（室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市）の協議に基づいた対応・処理がなされることが多く、結果として本市の規則に合致しなかったものである。今後独自の財務規程を整備することで、団体独自の手続と本市の手続を準用する部分との違いを明確にし、適正な契約事務及び支出事務の執行に努めていく。</p>
指摘事項	補助金交付の手続が不適切
是正、改善等を要する事項	<p>苫小牧市鳥獣被害防止対策協議会補助金交付要綱第 6 条において、補助金交付申請者は、当該年度の予算及び事業計画を添えて、補助金交付申請書を提出しなければならないと定められている。平成 27 年度の新規事業として、有害鳥獣出没調査業務委託契約を締結しているが、補助金交付申請時に添付している事業計画には、当該調査業務が位置付けられていなかった。また、補助事業の内容を変更するときは、市長の承認を受けることとなっているが、その手続もなされていなかった。</p> <p>補助金交付要綱に従って、事業内容変更等の適切な事務処理をすべきである。</p>
指摘に対する措置	<p>【産業経済部 農業水産課】</p> <p>補助金申請時に申請業務が事業計画に位置づけられているかの確</p>

認を徹底するとともに、補助金交付に係わる事業計画を変更する際には、総会において事業計画の変更決定を行い、補助要綱に基づき事業計画変更の手続きを市長へ提出し、承認を得てから事業を執行していくことを徹底するよう周知していく。

また、補助金を交付する交付事務と補助金を受ける団体の申請事務を事務分掌において、別々の職員に担当させ、適切な事務処理の遂行に努めていく。